

令和4年度原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助事業 Q&A

(R5.1.26時点)

内容

(1) 制度関係	3
問1) どのような制度なのですか。	3
問2) 対象となる施設はどこですか。	3
問3) なぜ保険指定を受けている医療機関・薬局, 受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設が対象なのですか。	3
問4) 補助対象となる施設数はどのくらいありますか。	3
(2) 補助対象	4
問1) 公立の病院・診療所は補助対象となりますか。	4
問2) 独立行政法人の病院・診療所は補助対象となりますか。	4
問3) 受領委任取扱い施術所の指定を受けてはいませんが, 保険診療となる施術をしています。対象となりますか。	4
問4) 今から, 受領委任取扱い施術所の指定を受けたら対象となりますか。	4
問5) 自由診療のみを扱っており, 保険指定を受けていない医療機関・薬局は補助対象になりますか。	4
問6) 保険指定を受けていませんが, 今から, 医療機関並びに薬局も保険指定を受ければ補助対象となりますか。	4
問7) 補助対象外となる施設はありますか。	4
問8) 専ら出張で施術をしています。対象となりますか。	4
(3) 交付金額について	5
問1) 補助対象となった場合の補助金額はいくらですか。	5
問2) 病院ですが, 一部, 病床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。	5
問3) 病院ですが, 全ての病床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。	6
問4) 新型コロナウイルス感染症のために病床確保をしている場合は休床となりますか。	6
問5) 有床診療所ですが, 現在一部を休床しています。補助額はいくらとなりますか。	6
問6) 有床診療所ですが, 全ての病床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。	6
問7) どの市町の補助金を受給していたら, 除算対象になるのですか。	7
問8) 問7) の市町の補助金を受給した場合の補助金の計算方法を教えてください。	7
問9) 問7) の支援金額を失念してしまいました。	7
問10) 問7) で庄原市の「庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金」を受給していますが,	8
医療法人で申請しているので, 介護施設と医療施設の補助金を受けています。どのようにしたら良いでしょうか。	8
問11) 問7) で安芸太田町の補助金を受給する予定です。申請できますか。	8
問12) 新型コロナウイルス感染症対応のため, 臨時で増床しています。その病床も対象となりますか。	8

(4) 申請手続きについて	9
問1) 申請はどのようにしたら良いですか。	9
問2) 同一施設で、鍼・灸と柔道整復を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。	9
問3) 同一施設で、あん摩・鍼・灸を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。	9
問4) 同一施設で、医科と歯科を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。	10
問5) 申請対象だと思うのですが、申請書が届きません。	10
問6) 郵送のみしか申請できませんか。	10
問7) 申請期間はいつですか。	10
問8) 振込口座情報は申請者名義のもののみということですが、申請者名義の振込口座がない場合はどうしたら良いですか。	10
問9) 申請者名義の振込口座が法人のものしかありません。その場合も1施設ずつ申請書が必要ですか。まとめてすることはできませんか。	10
問10) 通帳の写しとして、キャッシュカードの写しは該当しますか。	10
問11) 紙の通帳がない場合（ネットバンキング等）、通帳の写しは何を添付すればよいですか。	11
問12) 申請から交付までの期間はどのくらいになりますか。	11
問13) 郵送された申請書のプレ印刷してありますが、誤りがあります。	11
問13) 郵送された申請書のプレ印刷してありますが、誤りがあります。	11
(5) その他	11
問1) 原油価格・物価高騰に伴う医療事業者補助事業に係るお問い合わせ先	11
問2) 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	11
問3) 申請書類の提出先はどこですか。	11
問4) 申請書類は持参してもよいですか。	11
問5) 補助金について、電話やメールで連絡を受けることがありますか。	12
問6) 申請後、どのような手続きが必要ですか。	12
問7) 県に実績報告は必要ですか。	12
問8) 県に消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。	12
問9) 補助金は課税対象ですか。	12
問10) 申請から2カ月経ちましたが、補助金が支給されていません。どこに問い合わせをすればよいですか。	12
問11) 来年度も同様な補助がありますか。	12

(1) 制度関係

問1) どのような制度なのですか。

答1) 医療機関等については、国が定める公定価格により経営を行っており、原油価格・物価高騰に伴う影響額を提供するサービスの価格に転嫁できず、厳しい経営を強いられているため、補助金を支給するものです。

問2) 対象となる施設はどこですか。

答2) 令和4年10月1日以前に広島県内で運営を開始し、
令和4年10月1日時点及び申請時において休止しておらず、
令和5年3月まで廃止又は休止の予定がない、
下記の施設が対象となります。
保険医療機関（病院、有床診療所、無床診療所（医科、歯科）、保険薬局）
受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設（あん摩、鍼、灸、柔道整復）

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外

- ・国、県又は市町（一部事務組合も含む。）
- ・申請者、代表者又は役員が暴力団員、暴力団に該当する者

問3) なぜ保険指定を受けている医療機関・薬局、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設が対象なのですか。

答3) 国が定める公定価格を基本として経営を行い、原油価格・物価高騰の影響を提供するサービスの価格に転嫁することが原則として困難であるため、補助の対象としています。

問4) 補助対象となる施設数はどのくらいありますか。

答4) 次のとおりです。

	施設種別	施設数
医療	病院（20床～）【病床数：33,813床】（保険医療機関）	215
	有床診療所（～19床）（保険医療機関）	166
	無床診療所（歯科診療所含む）（保険医療機関）	3,315
	施術所（受領委任を受けているあん摩・鍼・灸・柔道整復）	1,249
	保険薬局	1,535
	合計	6,480

(2) 補助対象

問1) 公立の病院・診療所は補助対象となりますか。

答1) 国・県・市町開設，一部事務組合などの直営の病院，診療所は施設管理者である地方自治体において補正予算等により対応することが可能であるため，補助対象外です。

問2) 独立行政法人の病院・診療所は補助対象となりますか。

答2) 独立行政法人開設の病院・診療所は補助対象となります。

問3) 受領委任取扱い施術所の指定を受けてはいませんが，保険対象となる施術をしています。対象となりますか。

答3) 保険の対象となる施術を実施していることが明確に確認でき，公定価格のため施術費に転嫁できない施術所を補助することを目的としていますので，受領委任取扱い施術所の指定を受けていない場合は補助金の対象外となります。ご了承ください。

問4) 今から，受領委任取扱い施術所の指定を受けたら対象となりますか。

答4) 基準日を令和4年10月1日としていますので，交付対象外です。

問5) 自由診療のみを扱っており，保険指定を受けていない医療機関・薬局は補助対象になりますか。

答5) 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を補助することを目的としていますので，交付対象外です。

問6) 保険指定を受けていないが，今から，医療機関並びに薬局も保険指定を受ければ補助対象となりますか。

答6) 基準日を令和4年10月1日としていますので，交付対象外です。

問7) 補助対象外となる施設はあるのか。

答7) (2) 問1) でお答えした公立開設（一部事務組合も含む）の病院・診療所に加えて，助産所，受領委任を受けていないあん摩・はり・灸・柔道整復施術所，自由診療のみを行っている医療機関は補助対象外です。ご了承ください。

問8) 専ら出張で施術をしています。対象となりますか。

答8) 受領委任を受けている場合は対象となります。

(3) 交付金額について

問1) 補助対象となった場合の補助金額はいくらですか。

答1) 基本額から除算対象の金額を引いた額となります。

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床数	(C) 基本額	(D) (B)のうち 休床数	(E) (D)に対 する除算 額 病院A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
① 病院(20床以上)	45,000円/床	床		床			
② 有床診療所(19床以下)	600,000円	床	600,000円	床			
③ 無床診療所(医科, 歯科)	150,000円		150,000円				
④ 薬局	75,000円		75,000円				
⑤ 施術所(あん摩, 鍼, 灸・柔道整復)	14,000円		14,000円				

(注意事項)

(B) 申請日時点の許可病床数

(C) ①病院: (B) × (A) , ②~⑤: (A)

(D) 申請時の休床数を記載してください。

(E) 病院: (A) × (D) ただし, 次の場合は以下のとおりとなります。

: 全床を休床している場合 (C) - (E)が150,000円となるよう (E) に記載してください。

: (B) - (D)が1床~19床となる場合: (C) - (E)が600,000円となるよう (E) に記載してください。

有床診療所: 全床休床の場合のみ: (C) - (E)が150,000円となるよう (E) には450,000円を記載してください。

(F) 裏面の補助金等を受領している場合, 補助金等受領額

※ 一施設につき, 一申請となりますので, あん摩・鍼・灸・柔道整復を同一施設で営業している場合は一申請のみとなります。

(病院, 診療所も同様の考え方となり, 医科・歯科を同一施設で営業している場合は, 一申請のみとなります。)

問2) 病院ですが, 一部, 病床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。

答2) 休床分は1床あたり, 4万5千円の減額となります。

(例) 病院(許可病床 100床, 休床 30床 , 市町補助金受給無の場合)

基準額は4万5千円×100=450万円ですが, 休床分30床(45千円×30=135万

円)を除算した315万円が補助額となります。4万5千円×(100-30)=315万円受給(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床 数	(C) 基本額	(D) (B)のうち 休床数	(E) (D)に対 する除算額 病院A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
病院(20床以上)	45,000円/床	100床	4,500,000	30床	1,350,000	-	3,150,000

ただし, 許可病床-休床=1床~19床となった場合は計算が異なります。

(例) 病院(許可病床 20床, 休床3床で実際運用している病床が17床の場合)

基準額は45千円×20=90万円ですが, 運用している病床が19床以下のため, 有床診

療所の基準額で計算となります。_基準額90万円から有床診療所の基準額60万円となるよ

う, 30万円を除算します。

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床 数	(C) 基本額	(D) (B)のうち 休床数	(E) (D)に対 する除算 額 病院A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
病院(20床以上)	45,000円/床	20床	900,000	3床	300,000		600,000

問 3) 病院ですが、全ての病床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。

答 3) 全ての病床を休床している場合は、補助額は無床診療所と同様の扱いとなり、15万円となります。

(例) 病院 (許可病床 20 床, 休床 20 床, 市町補助金受給無 の場合)

補助額は 15 万円

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床 数	(C) 基本額	(D) (B) のうち 休床数	(E) (D) に対 する除算 額 病院 A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
病院 (20 床以上)	45,000 円/床	20 床	900,000	20 床	750,000		150,000

問 4) 新型コロナウイルス感染症のために病床確保をしている場合は休床となりますか。

答 4) 新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保は、コロナ患者を受け入れるための病床であり、実際にコロナ患者を受入れ体制にある、休床扱いとなりません。ただし、新型コロナウイルス感染症のために医療機関側の都合で、休床している場合は休床対象となりますのでご注意ください。

問 5) 有床診療所ですが、現在一部を休床しています。補助額はいくらとなりますか。

答 5) 有床診療所が一部休床をしている場合の補助額は、60万円です。

(例) 有床診療所 (許可病床 19 床, 休床 3 床, 市町補助金受給無の場合)

補助額は 60 万円

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床数	(C) 基本額	(D) (B) のうち 休床数	(E) (D) に対 する除算 額 病院 A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
有床診療所 (19 床以下)	600,000 円	19 床	600,000	3 床	0		600,000

問 6) 有床診療所ですが、現在全床を休床しています。補助額はいくらとなりますか。

答 6) 全部休床している場合は、補助額は無床診療所と同様の扱いとなり、15万円となります。

(例) 有床診療所 (許可病床 19 床, 休床 19 床 市町補助金受給無の場合)

補助額は 15 万円

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床数	(C) 基本額	(D) (B) のうち 休床数	(E) (D) に対 する除算 額 病院 A×D	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
有床診療所 (19 床以下)	600,000 円	19 床	600,000	19 床	450,000		150,000

問7) どの市町の補助金を受給していたら、除算対象になるのですか。

答7) 次の市町の補助金を受給している場合、または受給予定の場合は除算対象となります。

県の補助金から市町の補助金を除算する必要があります。ご注意ください。

なお、市町の補助金によっては、県の補助金を受給している場合は、受給できない場合もあります。(各市町にお問い合わせください。)

市 町 名	支援金・補助金名
尾 道 市	新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金
庄 原 市	庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金
江 田 島 市	江田島市社会福祉施設等支援金
安芸太田町	医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰影響支援事業

問8) 問7) の市町の補助金を受給した場合の補助金の計算方法を教えてください。

答8) 市町の補助金又は支援金 > 補助金額 (県)・・・県補助金の対象外です。

市町の補助金又は支援金 < 当該補助金額 (県)・・・差額を受給できます。

(例1) 尾道市の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金」を受給した病院

・病院 (20床の場合、休床なし)

尾道市支援金 30千円/床 広島県補助金 45千円/床

・ $20床 \times (45千円 - 30千円) = \underline{30万円}$ (補助額) ⇒補助金を申請できます。

(例2) 尾道市の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金」を受給した有床診療所

・有床診療所 (19床、休床なし)

尾道市支援金 40万円, 広島県補助金 60万円

・ $(60万円 - 40万円) = \underline{20万円}$ (補助額) ⇒補助金を申請できます。

(例3) 尾道市の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金」を受給した無床診療所

・無床診療所 (歯科も含む)

尾道市支援金 30万円 広島県補助金 15万円

・広島県の補助金対象外 ⇒この補助金を申請することができません。

(例4) 尾道市の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金」を受給した薬局

・薬局

尾道市支援金 5万円 広島県補助金 7万5千円

・ $(7万5千円 - 5万円) = \underline{2万5千円}$ (補助額) ⇒補助金を申請できます。

問9) 問7) の支援金額を失念してしまいました。

答9) 各市町にお問い合わせいただくか、コールセンターにお問い合わせください。

また、コールセンターに市町の支援金額をお問い合わせ頂く際には、必ず、折り返しでのご回

答とさせていただきます。保険機関コード（10桁）（施術所の場合は、受領委任取扱いの登録番号）、事業者名、市町補助金名、電話番号、担当者名が必要となりますのでご了承ください。

問10) 問7) で庄原市の「庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金」を受給していますが、医療法人で申請しているので、介護施設と医療施設の補助金を受けています。どのようにしたら良いでしょうか。

答10) 庄原市の補助金は、直近の確定申告の光熱水費及び燃料費の10%を補助となります。

次の(例)のとおり計算して、受給対象かどうか判断して、申請書を提出してください。

(例) 受給対象外【県補助金<市補助金 受給資格なし】

医療法人 1,000,000円を受給（無床診療所 1施設，介護施設 2か所）

① 補助金申請に利用した確定申告の光熱水費及び燃料費を無床診療所と介護施設分で分類し、医療施設以外で申請分に10%乗ずる。

・医療施設 光熱水費及び燃料費・・・2,000万円

・介護施設 光熱水費及び燃料費・・・150万円

$150万円 \times 10\% = 15万円$

② 庄原市の補助金受給額から医療施設以外の補助金を減じる。

$100万円 - 15万円 = 85万円$

③ 県の補助額と比較する。

県補助金（無床診療所）15万円 < 庄原市補助金 85万円

→この例では受給対象外となります。

(例) 受給対象【県補助金>市補助金=受給資格有り（申請可能）】

医療法人 1,000,000円を受給（病院（50床）1施設，介護医療院 1施設）

① 補助金申請に利用した確定申告の高熱水費及び燃料費を分類し、医療施設以外で申請分に10%乗ずる。

・医療施設 光熱水費及び燃料費・・・3,000万円

・介護医療院 光熱水費及び燃料費・・・2,000万円

$2,000万円 \times 10\% = 200万円$

② 庄原市の補助金受給額から医療施設以外の補助金を減じる。

$100万円 - 200万円 \dots \triangle 100万円$ （受給なし）

③ 県の補助金と比較する

県補助金（病院）225万円（45千円×50床）>庄原市補助金 0円

→この例では受給対象です。

問11) 問7) で安芸太田町の補助金を受給する予定です。申請できますか。

答11) 安芸太田町の補助金予定金額を除算して、町の補助金が県補助金を下回っていた場合は申請できます。誤って受給した場合は返還対象となるのでご注意ください。

県補助金>町補助金=受給資格有り（申請可能）、県補助金<町補助金 受給資格なし

問12) 新型コロナウイルス感染症対応のため、臨時で増床しています。その病床も対象となりま

すか。

答 1 2) 対象となりません。

(4) 申請手続きについて

問 1) 申請はどのようにしたら良いですか。

答 1) 郵送か WEB で申請してください。

なお、ご案内と申請書を、1月24日(火)から順次、広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事務局から、対象事業者に郵送する予定です。申請書の記載例も同封していますので、参考にして必要事項を記載し、申請してください。また、ホームページでもご案内しています。

ご不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

ホームページ URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/genyudaka.html>

コールセンター → (5) その他 問 1)

なお、申請は、1施設につき1申請となります。

(5) 問 2, 3, 4) のように複数の案内が届いた際には、一枚の申請書のみに記載をし、その他の申請書は白紙のまま、一緒に封筒に入れて、返送して下さるようお願いいたします。

また、除算対象となる市町の補助金を受給し、その受給額が補助金額と同額又はそれ以上の施設へは申請書発送は行っておりません。齟齬がある場合は、コールセンターまでお問合せください。→ (5) その他 問 1)

問 2) 同一施設で、鍼・灸と柔道整復を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。

答 2) できません。

1施設のみ申請となる場合で、複数の案内が届いた際には、一枚の申請書のみに記載し、その他の申請書は白紙のまま、一緒に封筒に入れて、返送して下さるようお願いいたします。

これは、病院、診療所も同様の考え方となり、医科・歯科を同一施設で営業している場合は、1施設のみ申請できます。

同一施設の申請書を2枚提出され、補助金が支出され、同一施設であることが判明したときは、返還対象となりますので、ご注意ください。

問 3) 同一施設で、あん摩・鍼・灸を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。

答 3) できません。

1施設のみ申請となる場合で、複数の案内が届いた際には、1枚の申請書のみに記載をし、その他の申請書は白紙のまま、一緒に封筒に入れて、返送して下さるようお願いいたします。

これは、病院、診療所も同様の考え方となり、医科・歯科を同一施設で営業している場合は、

1 施設のみ申請できます。

万が一、同一施設の申請書を2枚提出され、補助金が支出されたとしても、同一施設であることが判明しましたら、返還対象となりますので、ご注意ください。

問4) 同一施設で、医科と歯科を営業しています。2枚申請書が届きましたが、両方とも申請することはできますか。

答4) できません。

1 施設のみ申請となる場合で、複数の案内が届いた際には、一枚の申請書のみに記載をし、その他の申請書は白紙のまま、一緒に封筒に入れて、返送して下さるようお願いいたします。

万が一、同一施設の申請書を2枚提出され、補助金が支出されたとしても、同一施設であることが判明した場合は、返還対象となりますので、ご注意ください。

問5) 申請対象だと思うのですが、申請書が届きません。

答5) お手数ですが、コールセンターまでお問い合わせください。→ (5) その他 問1)

問6) 郵送のみしか申請できませんか。

答6) 電子申請もできます。電子申請の場合は「保険機関コード、施設名称、施設所在地、連絡先、補助金額などが、事前入力されていません。必ず、お手元に届いた申請書に事前印字されている内容を確認しながら入力してください。



問7) 申請期間はいつですか。

答7) 令和5年1月25日(水)から令和5年3月10日(金)の17時15分までです。

郵送は必着ですので、ご注意ください。

問8) 振込口座情報は申請者名義のもののみということですが、申請者名義の振込口座がない場合はどうしたら良いですか

答8) 原則、申請者名義の振込口座でお願いしていますが、どうしても難しい場合は、ホームページから委任状をダウンロードして添付してください。なお、その場合は支払いまでに通常よりもお時間を頂くこととなります。ご了承ください。

問9) 申請者名義の振込口座が法人のものしかありません。その場合も1施設ずつ申請書が必要ですか。まとめてすることはできませんか。

答9) お手数をおかけしますが、1施設ずつ申請書を作成してください。

問10) 通帳の写しとして、キャッシュカードの写しは該当しますか。

答10) キャッシュカードの写しは、該当しません。

口座種別(普通、当座等)、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要となりますので、通帳の該当箇所のコピーを添付してください。

口座が確認できない場合は振込できません。必ずご提出をお願いします。写しのサイズは出来るだけ、A4サイズとしてください。

問 1 1) 紙の通帳がない場合（ネットバンキング等）、通帳の写しは何を添付すればよいですか。

答 1 1) 口座種別（普通、当座等）、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要となります。

例えば、口座証明書、口座番号連絡書や口座情報証明（ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの）が考えられます。

口座が確認できない場合は振込できません。必ずご提出をお願いします。写しのサイズはA4サイズとしてください。

問 1 2) 申請から交付までの期間はどのくらいになりますか。

答 1 2) 審査が終了次第、順次交付手続きを行います。概ね1か月から1か月半程度かかります。

提出書類の不備、申請が集中してあった場合等は、これより遅れる場合もございますのでご了承ください。

なお、審査が完了した申請は令和5年5月末日までに交付する予定としています。

問 1 3) 郵送された申請書にプレ印刷してありますが、誤りがあります。

答 1 3) 令和4年10月1日現在の保険機関情報等を元に、施設名等を記載した申請書を郵送しております。記載例を参考に、必要事項を修正・記載してください。

(5) その他

問 1) 原油価格・物価高騰に伴う医療事業者補助事業に係るお問い合わせ先

答 1) 広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事務局 コールセンター

(電話番号) 050-3645-0195

(受付時間) 8時30分～17時15分（土日祝を除く）

問 2) 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

答 2) 個別の進捗状況はお伝えできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

WEBでの申請受付も行っていますので、郵送による申請をご不安に思われる場合は、WEB申請をご利用ください。

問 3) 申請書類の提出先はどこですか。

答 3) 事務局からのお知らせに同封してある封筒で送付するか、WEBで申請してください。

封筒には必ず郵便切手を貼付してください。切手が足りない場合は返送します。

また、誤って県庁に郵送されないようご注意ください。

問 4) 申請書類は持参してもよいですか。

答 4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による受付はできません。

持参いただいても受付はできませんので、ご注意ください。

問5) 補助金について、電話やメールでの連絡を受けることがありますか。

答5) 申請書に不備があった場合、修正をお願いするために、事務局から連絡することがあります。
事務局から問い合わせをする場合は次の番号からとなります。不審な電話には対応しないようお願いいたします。

【事務局電話番号】 050-3645-0195

問6) 申請後、どのような手続きが必要ですか。

答6) 申請後は、特に手続きはありませんが、会計検査等の対応のため、10年間、書類の保存をお願いします。

給付が決定しましたら、広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事務局から給付決定通知を郵送するとともに、振込指定口座に補助金を振り込む流れとなります。

問7) 県に実績報告は必要ですか。

答7) 申請は、申請書兼実績報告書として提出するため、別途の実績報告は不要です。

問8) 県に消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。

答8) 不要です。

問9) 補助金は課税対象ですか。

答9) この補助金は、課税対象となる可能性があります。詳細につきましては、管轄の税務署までお問い合わせください。

問10) 申請から2カ月経ちましたが、補助金が支給されていません。どこに問い合わせをすればよいですか。

答10) 個別の進捗状況についてはお答えできませんのでご注意ください。

なお、申請日から2カ月たっても支払われない場合は下記にお問い合わせください。

申請日から2カ月以内の場合はお答えできません。

申請に不備があり、補正があった場合は、補正対応日から2か月を目安としてください。

広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事務局 コールセンター→(6)その他 問1)

令和5年4月～(土日祝日を除く平日8時30分～17時15分)

(医療施設・あはき柔道整復) 医療介護基盤課医療施設グループ 082-513-3056

(薬局) 業務課薬事グループ 082-513-3222

問11) 来年度も同様な補助がありますか。

答11) 来年度、同様の補助は予定していません。今回限りとなります。